

社会福祉法人大刀洗町社会福祉協議会  
各種委員会等の費用弁償に関する規程

平成29年6月12日 制定 規程第2号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大刀洗町社会福祉協議会の主催する各種委員会等の委員（以下「委員等」という。）に対する費用弁償の額及びその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償額)

- 第2条 委員等が、職務のため各種委員会等に出席したとき、又は本会事業のため出務した時は、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。
- 委員等のうち大刀洗町(行政)の常勤の特別職及び一般の身分を有する者については、第1項の規定は適用しない。
  - 費用弁償支払対象は、別表第1のとおりとする。

(補 則)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日 から施行する。

別表第1 (第2条に基づく費用弁償支払対象)

区 分	費用弁償額
役職員研修会	日額 2,000円
心配ごと相談員	
ボランティアセンター運営委員会	
見守りネットワーク幹事会	
第三者委員会	
評議員選任・解任委員会	
本会職員採用試験面接官	
その他会長が認めるもの	